

京田辺市災害廃棄物処理計画【概要版】



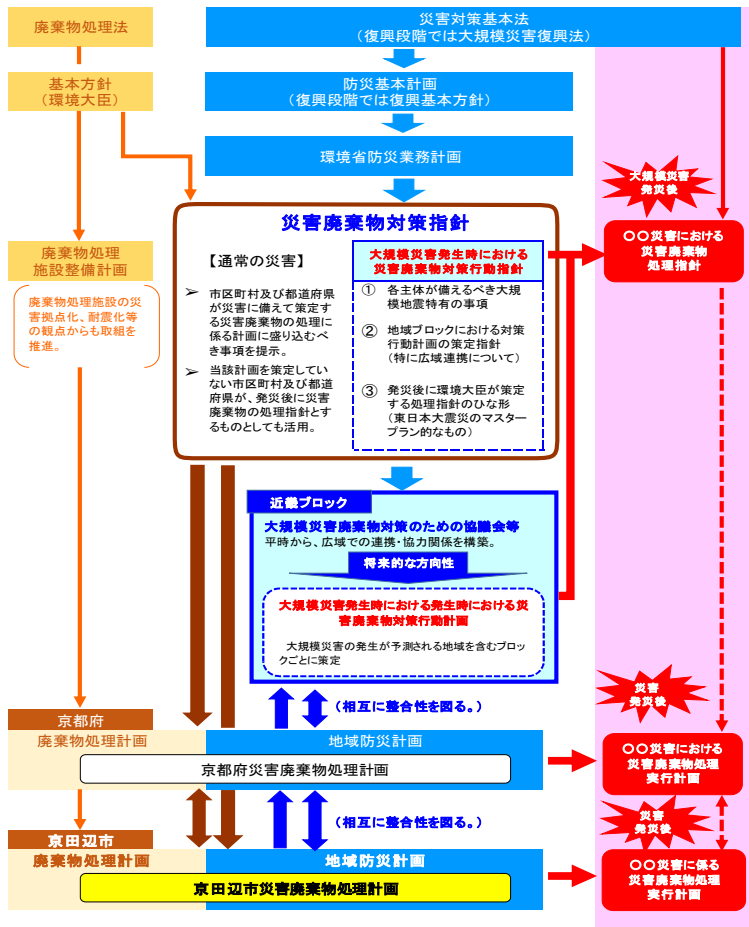
1. 計画策定の目的

近年、我が国では、阪神淡路大震災（平成7年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、大阪北部地震（平成30年）、平成30年7月豪雨（平成30年）など、全国各地で大規模な災害が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理については、各自治体の大きな課題となっています。

京田辺市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するとともに、市民の安全・安心を確保し、早急に復旧・復興することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、京都府災害廃棄物処理計画や京田辺市地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的事項や処理方法・手順を示したものです。



3. 対象とする災害と被害想定

本計画では、地震災害及び風水害による被害のうち、最も大きな被害が想定される「生駒断層帯地震」と「木津川の氾濫」について、災害廃棄物及びし尿の発生量を推計しました。対象とする災害と被害想定は、以下のとおりです。

地震災害	最大予想震度	建物被害棟数（棟）			
		全壊	半壊	火災焼失	合計
生駒断層帯地震	7	8,030	7,270	1,500	16,800

風水害	建物被害棟数（棟）				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	6,769	592	913	656	8,930

4. 基本方針

(1) 迅速な対応・処理

早期の復旧・復興を図るため、国や府、民間事業者等と連携するとともに、災害ボランティアの協力を得て、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

(2) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路及び廃棄物処理施設の被災状況、処理能力等を逐次把握した上で、刻々と変化する状況に対応しながら、計画的な処理を進めます。

(3) 環境に配慮した処理

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）において、環境モニタリングを実施するなど、周辺住民の生活環境に配慮して、災害廃棄物の処理を進めます。

(4) 再資源化の推進

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がり、処理期間の短縮にも有効であることから、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における選別を実施します。

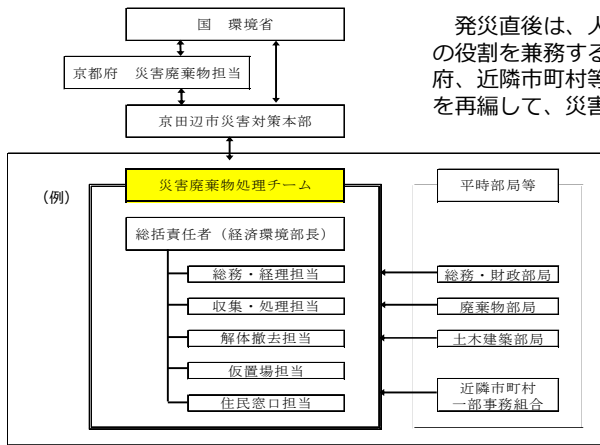
5. 処理スケジュール

災害廃棄物の処理については、早期の復旧・復興を果たすため、3年以内の処理を目指します。

処理スケジュールは、施設の被災状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、進捗状況に応じて、適宜見直すこととします。

内容	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活域近辺のもの）	1年以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年6ヶ月以内
一次仮置場への搬入完了（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	2年以内
一次仮置場からの搬出完了（二次仮置場等への搬入完了）	2年6ヶ月以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

6. 組織体制



発災直後は、人員不足により、少数の職員が多く
の役割を兼務することが予想されるため、他部署や
府、近隣市町村等からの人的支援を受け、組織体制
を再編して、災害廃棄物の処理にあたります。

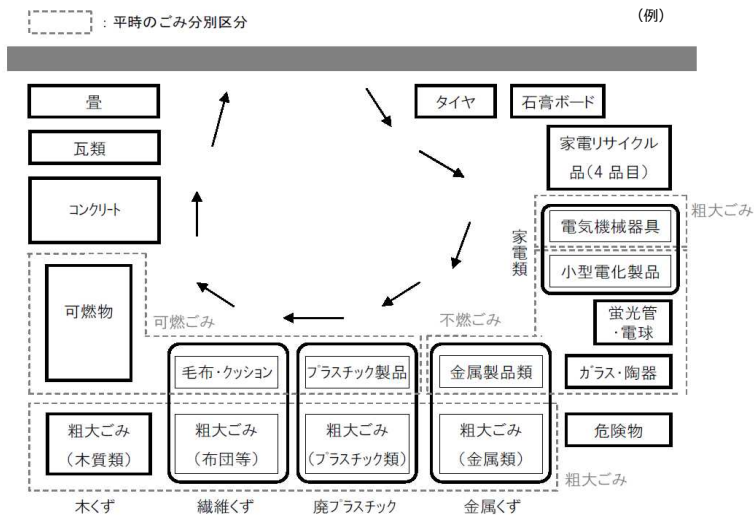
7. 災害廃棄物の推計発生量と必要な仮置場

本市において、最も多い発生量が推計される「生駒断層帯地震」の災害廃棄物発生量及び
仮置場必要面積を算出しました。

項目	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	柱角材	合計
災害廃棄物発生量	199.3千 t	275.1千 t	611.8千 t	77.7千 t	59.8千 t	1,223.7千 t
仮置場必要面積	12.0ha	6.0ha	13.3ha	1.7ha	3.6ha	36.6ha

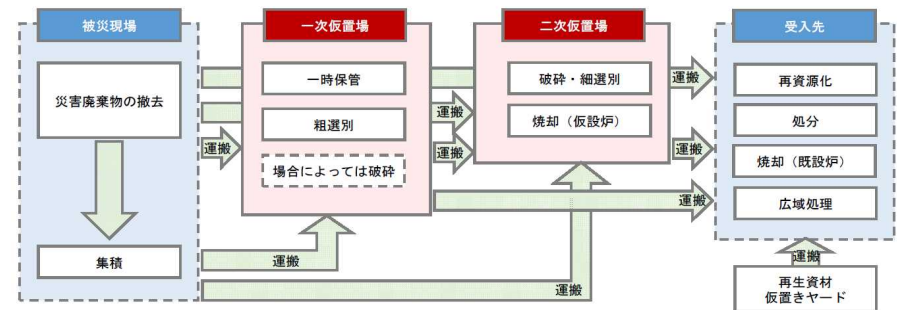
8. 仮置場の選定と配置

大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に
及ぶと予想されること、公園・グラウンド・公民館・空地等は被災者の避難所・仮設住
宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や復旧・復興期など時間の経過
により必要とされる用途が変化する場合があることに留意する必要があります。



9. 災害廃棄物の流れ

発災後、大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮
置場と、機械選別や再資源化を行うための二次仮置場を設置して対応します。
また、一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法
やルート、必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立します。



10. 生活ごみ等（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所ごみを含む生活ごみは、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）
には収集運搬・処理を開始することを目標とし、仮置場に搬入せず、既存のごみ処理施設で
処理します。

なお、資源ごみや不燃ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、処理体制が復旧す
るまでは、家庭や避難所において、できる限り保管することとします。

優先順位	ごみの種類	特徴
高	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼなど。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	ポリマー（凝固剤）で固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の間でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
低	その他の可燃ごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源ごみ、不燃ごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

11. し尿の収集、処理・処分

災害発生時の生活排水処理については、平時の収集運搬により対応します。

避難所が設置され、避難者数が多い場合、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想
定されるため、優先順位を決定しながら仮設トイレの設置やし尿収集作業を実施するものと
します。

また、発災当初に避難所のトイレが不足する場合や使用ができない場合は、民間事業者と
の協定等に基づき、仮設トイレ等の確保を予定しています。

対象地震	避難者数	1日当たりの し尿排出量	避難所における し尿処理需要量
生駒断層帯地震	30,870人	52,479 L	157,437 L

[お問い合わせ先]

京田辺市役所 経済環境部 清掃衛生課
〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
電話番号：0774-68-1288 F A X：0774-68-1299
E-mail：seisou@city.kyotanabe.lg.jp